

高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(以下「基準省令」という。)が平成27年1月16日に改正されたため、地域密着型介護予防サービスを適切に運用するため、国の改正内容と同じとする。

1. 主な改正内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
設備に関する基準	夜間及び深夜に指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、指定を行った市町村に届け出るものとする。	第7条 第4項	—	夜間及び深夜に指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、市に届け出るものとする。
	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居ごとに1日当たり3人以下とする。	第9条 第1項	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所ごとに1日当たり3人以下とする。	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居ごとに1日当たり3人以下とする。
運営に関する基準	事故発生時の対応に次を加える ・夜間及び深夜に提供する指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスについても、関係者等の連絡、必要な措置及び事故の状況、措置内容の記録を行うこととする。	第37条 第4項	事故発生時の対応 ・関係者等の連絡、必要な措置 ・事故の状況、措置内容の記録 ・損害賠償への対応	事故発生時の対応 ・関係者等の連絡、必要な措置 ・事故の状況、措置内容の記録 ・損害賠償への対応 ・夜間及び深夜に提供する指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスについても、関係者等の連絡、必要な措置及び事故の状況、措置内容の記録を行うこととする。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
人員に関する基準	<p>看護師又は准看護師について、次の施設等が同一敷地内にある場合は、その施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 	第44条第6項	<p>看護師又は准看護師について、次の施設等が併設されている場合は、その施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 	<p>看護師又は准看護師について、次の施設等が同一敷地内にある場合は、その施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設
	<p>管理者の他の職務に従事できるものに、併設する指定居宅サービス事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、同一敷地内で行う介護予防・日常生活支援総合事業を追加</p>	第45条第1項	<p>管理者が従事できる他の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務 ・併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 ・同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	<p>管理者が従事できる他の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務 ・併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 ・同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪

				問介護看護事業所、同一敷地内で行う介護予防・日常生活支援総合事業
運営に関する基準	登録定員を29人以下とする。	第47条第1項	登録定員25人以下	登録定員29人以下
	<p>通いサービスの利用定員について、登録定員が25人を超える事業所については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員が26人又は27人の場合は、利用定員16人 ・登録定員が28人の場合は、利用定員17人 ・登録定員が29人の場合は、利用定員18人 	第47条第2項第1号	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までとする。	<p>通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までとするが、登録定員が25人を超える事業所については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員が26人又は27人の場合は、利用定員16人 ・登録定員が28人の場合は、利用定員17人 ・登録定員が29人の場合は、利用定員18人
	提供するサービスの質の評価の公表については、外部評価において実施してきたが、第三者が出席する会議等に報告した上で公表する仕組みに変更	第66条第2項	定期的な外部の者による評価を受ける (外部評価に関する記述)	(外部評価に関する記述を削除)

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

	基準省令	条項	改正前	改正後
設備に関する基準	1の事業所における共同生活住居の数について、用地の確保が困難であることやその他事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、共同生活住居の数を3とすることができる。	第74条 第1項	1の事業所における共同生活住居の数は1又は2とする。	1の事業所における共同生活住居の数は1又は2とするが、用地の確保が困難であることやその他事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、共同生活住居の数を3とすることができる。

2. 施行期日

平成27年4月1日（介護保険制度改正に係る部分：平成28年4月1日）